

素案から案への修正箇所

修正箇所	修正前	修正後（案）
目次 3（4）	雑紙	雑紙（ざつがみ）
目次 3（8）	適正排出	適正排出および発生抑制
P 1はじめに 下から 9 行目	資源・ごみの排出実態調査結果	練馬区資源・ごみ排出実態調査結果
P 1はじめに 下から 6 行目	区政モニターアンケート調査結果	区政モニターアンケート
P 2（1） 16 行目	小型家電に注目しており、	小型家電に注目していました。
P 2（1） 16 行目	平成 23 年 9 月から小型家電 9 品目	平成 23 年 9 月から貴重な金属を含んでいることや効率よく回収できることから、小型家電 9 品目
P 5（2） 下から 8 行目	なお減少した理由は、平成 22 年度から「持ち込み相当分」の算定方法を人口割から持ち込ごみ量割に変更されたことによります。	なお減少した理由は、23 区の話合いにより平成 22 年度からごみ量の算定方法が変更されたことによります。
P 7 表 5 4 番目		再商品化合理化拠出金の説明について、わかりやすく修正。
P 7 表 5 5 番目	報償金支給	報奨金支給
P 8（3） 6 行目	生ごみ処理機	家庭用生ごみ処理機 以下、同様に修正する。
P 8（3） 17 行目	リサイクルマーケット	リサイクル・マーケット
P 8（3） 18 行目	区は区報への掲載	区は区報への開催日時等の掲載
P 10 2（1） 1 番目	発生量	区民 1 人 1 日あたりのごみ発生量
P 10 2（1） 2 番目		グラフ下に _____ リサイクル率は 資源量 ÷ 発生量で算出している。 という文言を追加。
P 11（2） 1 行目	平成 24 年度排出実態調査	平成 24 年度練馬区資源・ごみ排出 実態調査（以下「排出実態調査」 という。） 以下、同様に修正する。

修正箇所	修正前	修正後（案）
P11（2） 10行目	事業者の紹介をしています。助成件数、あっせん件数のいずれも減少傾向にあります。	事業者の紹介をしていますが、助成件数、あっせん件数のいずれも減少傾向にあります。 <u>要因の一つとして、利用者アンケートによると、においがする、堆肥化しにくい、あるいは堆肥化したものを再利用できる場所がないといった理由が考えられます。しかしながら、同アンケートでは利用者の約70%は満足しており、それを踏まえると、更なる利用の促進や、助成対象機種や助成金額の見直しなど、広く検討することが必要です。</u>
P11（2）	生ごみ処理機： <u>電気などの動力を利用する機械式の生ごみ処理機または手動式の生ごみ処理機</u> コンポスト化容器： <u>生ごみを堆肥化するプラスチック製または木製のコンポスト化容器</u>	家庭用生ごみ処理機： <u>機械式または手動式のもので、生ごみを乾燥させて減容化する。</u> コンポスト化容器： <u>バケツ型のプラスチック製または木製のものです。一部を庭に埋めて使用する。</u>
P12 1行目	<u>区政モニターアンケート</u>	<u>平成25年度区政モニターアンケート（以下、「モニターアンケート」という。）</u> 以下、同様に修正する。
P12 円グラフ		円グラフに問の内容を追加。 以下、同様に修正する。
P13 下から3行目	「 <u>雑紙はどのように出していますか</u> 」	「 <u>雑紙はどのように出していますか。</u> 」
P15 6行目	<u>2.8倍近く</u>	<u>2.7倍</u>
P15 下から5行目	「 <u>古着・古布はどのように出していますか</u> 」	「 <u>古着・古布はどのように出していますか。</u> 」
P17 5行目	60.8%となっているものの、「 <u>容器包装プラスチック</u> 」として	60.8%いました。一方、「 <u>容器包装プラスチック</u> 」として

修正箇所	修正前	修正後（案）
P18（１） タイトル ２つ目	<u>生ごみ処理機やコンポスト化容器の普及啓発推進および助成金額の見直し</u>	<u>家庭用生ごみ処理機・コンポスト化容器の普及啓発の推進および助成金額の見直し</u>
P18（１） ７行目	約 2,000 トン	約 2,000 t
P18（１） ７行目		<u>「ごみの水分を減らすことで、臭いの発生を妨ぐことができ、またごみの収集・運搬の効率化を図ることができます。」という文章を追加。</u>
P18（１） ７行目	また、 <u>食品の適量購入の呼びかけ</u> や、	また、 <u>小分けされている商品（ばら売り商品）の購入など必要な量のみ購入する適量購入の呼びかけ</u> や、
P18（１） 下から 3 行目	<u>考えている人がいるので、周知方法を工夫したり、助成金額の見直しをしたりすることが必要です。</u>	<u>考えている人がいることから、周知方法の工夫や、助成対象機種を消滅型の家庭用生ごみ処理機やディスポーザーにも拡大したり、助成金額の引き上げを検討したりするなど、広く検討することが必要です。</u>
P19（２） ７行目	正しく分別されていない理由	<u>このように正しく分別されていない理由</u>
P21（４） 下から 5 行目	<u>回収袋にリサイクルできる雑紙の具体例とリサイクルできない禁忌品の具体例を</u>	<u>この回収袋にリサイクルできる雑紙の具体例と禁忌品（リサイクルできないもの）の具体例を</u>
P21（４） 下から 2 行目	<u>この取り組みは今まで区が行っていない普及啓発方法であるため、区民の雑紙に対する意識・認識が変わることが期待できます。</u>	<u>こういったユニークな普及啓発の取り組みを行うことにより、区民の雑紙に対する意識・認識が変わることが期待されます。</u>
P22（５） ３行目	<u>９月から小型家電</u>	<u>９月から不燃ごみとして出されていた小型家電</u>
P22（５） ５行目	金属	金属類
P22（５） 下から 4 行目	区民負担になる	区民の負担になる

修正箇所	修正前	修正後（案）
P22（５） 下から２行目	収集した不燃ごみの中から <u>金属類</u> を手選別により回収したり、 <u>区民</u> が <u>金属類</u> を直接、区内回収事業者へ持込むことなども視野に入れての検討も必要です。	収集した不燃ごみの中から <u>区</u> が <u>金属類</u> を手選別により回収したり、 <u>区民</u> が <u>自主的に</u> 金属類を区内回収事業者へ <u>直接</u> 持込むことなども視野に入れての検討も必要です。
P22（５） 左図		小型家電（９品目）の図について、各品目の絵の下に品目名を記載。
P23（６） １行目	現在の回収方法は、 <u>区立施設に週１回（７か所）</u> または <u>月２回（２０か所）</u>	現在の回収方法は、 <u>７か所の区立施設に週１回</u> または <u>２０か所の区立施設に月２回</u>
P24（７） タイトル １つ目	全区立小中学校での集団回収の実施	削除
P24（７） ４行目	<u>その登録世帯数は、区全体の約半数でまだまだ増加する余地は残っています。</u>	<u>登録団体に参加している世帯数では区全体の約半数であるため、まだまだ増加する余地は残っています。</u>
P24（７） ６行目	区は、登録団体の拡充をめざし、町会・自治会、マンション管理組合などに <u>積極的働きかけ</u> を行っていますが、 <u>一つ視点を変えて、全区立小中学校で集団回収を実施すべきと考えます。</u> すでにPTAで取り組んでいる学校もありますが、 <u>ごみの減量と資源の大切さを学び、地域での世代を超えた交流が必要な今こそ、学校・家庭・地域を巻き込んで取り組むことが効果的です。</u>	区は登録団体の拡充をめざし、町会・自治会、マンション管理組合などに <u>積極的に働きかけ</u> を行っていく必要があります。

修正箇所	修正前	修正後（案）
P24（7） 8行目	<u>次に、<u>集団回収の実施内容に応じた報奨金制度の見直し</u>です。</u>	<u>また、<u>集団回収の実施内容に応じた報奨金制度の見直し</u>も欠かせません。</u>
P24（7） 下から5行目	<u>回収する品目数によって報奨金に差を設けることも必要</u> です。	<u>扱う品目数を増やした実施団体には報奨金を増額することなどが必要</u> です。
P24（7） 下から2行目	区内回収事業者を支援する視点から、 <u>現在は古着・古布の区内回収事業者だけに報奨金を支給していますが、品目にかかわらず区内回収事業者の場合は報奨金を支給するなど支援の見直しや拡大も必要</u> です。	区内回収事業者を支援する視点から、 <u>扱う品目数を増やした事業者には報奨金を増額するなど支援の見直しや拡大を検討すべき</u> と考えます。
P25（8） タイトル	事業系ごみの <u>適正排出</u>	事業系ごみの <u>適正排出および発生抑制</u>
P25（8） 2つ目	発生抑制のための <u>レジ袋の削減</u>	発生抑制のための <u>取り組み</u>
P25（8） 3行目	一般廃棄物の <u>許可事業者</u>	一般廃棄物の <u>処理業許可業者</u>
P25（8） 8行目	区が収集できる <u>排出量</u>	区が収集できる <u>事業系ごみの排出量</u>
P25（8） 下から4行目	また、事業者のごみ発生抑制の有効な取り組みとしては、 <u>レジ袋の削減</u> です。 <u>レジ袋の削減を進めるための仕組みづくり</u> を区民、事業者、区の3者で検討することが必要です。	また、事業者のごみ発生抑制の有効な取り組みとして、例えば、 <u>飲食店において小盛りで提供し食べ残しを減らすことや、レジ袋を削減することが考えられます。これらを推進するための仕組みづくり</u> を区民、事業者、区の3者で検討することが必要です。